

議案第14号

北名古屋市児童クラブ設置条例及び北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市児童クラブ設置条例及び北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、師勝東児童クラブ室の設置及び師勝西児童クラブ室の増設並びに利用料の見直しをするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童クラブ設置条例及び北名古屋市児童クラブ室の設置  
及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(北名古屋市児童クラブ設置条例の一部改正)

第1条 北名古屋市児童クラブ設置条例（平成18年北名古屋市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、北名古屋市放課後子ども教室を利用する場合は、別に利用料を定める。

別表第1中

「

師勝東児童クラブ	北名古屋市六ツ師山の神100番地（北名古屋市立師勝東小学校内）	40人
----------	---------------------------------	-----

」を

「

師勝東ほほえみ児童クラブ	北名古屋市六ツ師山の神100番地（師勝東児童クラブ室内）	40人
師勝東ゆめっ子児童クラブ		40人

」に、

「

師勝西ほほえみ児童クラブ	北名古屋市鹿田清水64番地（師勝西児童クラブ室内）	40人
師勝西ゆめっ子児童クラブ		40人

」を

「

師勝西ほほえみ児童クラブ	北名古屋市鹿田清水64番地 (師勝西児童クラブ室内)	40人
師勝西ゆめっ子児童クラブ		40人
師勝西にこにこ児童クラブ		40人
師勝西未来っ子児童クラブ		40人

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

基本利用料表

学年	利用児童1人当たりの月額利用料
第1学年	4,500円
第2学年	3,500円
第3学年から第6学年まで	2,500円

この表にかかわらず、延長利用（午後6時30分を超える児童クラブの利用をいう。）又は夏季休業日利用（北名古屋市学校管理規則（平成18年北名古屋市教育委員会規則第7号）第7条第1項第4号に規定する夏季休業日における児童クラブの利用をいう。）をする場合は、この表に掲げるそれぞれの月額利用料の額に次の表に掲げるいずれかの月額利用料の額を加算する。

区分	利用児童1人当たりの月額利用料

延長利用料		1,000円
夏季休業日利用料	7月	1,000円
	8月	2,500円

(北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

師勝東児童クラブ室	北名古屋市六ツ師山の神100番地
-----------	------------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条別表第1の改正規定

(「

師勝東児童クラブ	北名古屋市六ツ師山の神100番地(北名古屋市立師勝東小学校内)	40人
----------	---------------------------------	-----

」を

「

師勝東ほほえみ児童クラブ	北名古屋市六ツ師山の神100番地(師勝東児童クラブ室内)	40人
師勝東ゆめっ子児童クラブ		40人

」に

改める部分を除く。)は、平成29年7月20日から施行する。